

石川県原子力環境安全管理協議会議事録

1 . 日 時：平成19年3月27日(火) 13時30分～16時30分

2 . 場 所：石川県庁11階1109会議室

3 . 出席者：22名(名称略)、事務局、説明者他

4 . 議事概要

(1) 谷本知事から挨拶があった。

(2) 志賀原子力発電所1号機臨界事故について北陸電力(株)から、国の対応状況について原子力安全・保安院から説明があった。

(委員) 制御棒の引き抜けは今回3本だけだったが、もっと抜けたら、どうなったのか。

(電力) 制御棒の引き抜けについては、現在、操作手順等を精査しており、最終結論には至っていない。改めて説明する。

(委員) 今回の試験時には、日立は立ち会いしていないのか。

(電力) 日立は立ち会っている。

(委員) 3月13日に判明して、15日に公表というのは、遅いのではないか。

(電力) 13日に認知し、とりまとめ、15日に報告・公表となった。

(委員) 電力会社の調査について、原子力安全・保安院は電力任せ過ぎるのではないか。

(保安院) 原子力発電所の保安については、第一に電力自らが実施することが大事であり、国は、その内容を確認していくこととしている。

(委員) 電力会社の報告内容について、保安院は今後どのようにして確認していくのか。

(保安院) 発電所に常駐している保安検査官が行っている保安検査の中で確認していく。

(委員) 今回の事案で北陸電力の説明自体に疑義があるということが分かった。隠ぺいにかかわった職員を協議会に呼んで話を聞くことはできるのか。

(電力) 現在、電力内に原因究明部会を設け、対処している。現在、調査段階であり、最終的な結論が出たら、改めて、説明する。

(委員) 今回の事故を踏まえ、国では検査の在り方について、見直し

を行うべきではないか。

- (保安院) 事故当時と今とでは検査の在り方が変わってきている。現在は法的権限を持った原子力保安検査官による検査が行えるようになった。検査方法についても、点検結果を確認するだけでなく、プロセスを確認していくというような方法が変わっている。過去に比べ検査も強化されており、現状において、見直す必要はないと考えている。
- (委員) 特別保安検査を実施しているが、通常の保安検査とはどう違うのか。
- (保安院) 通常の保安検査が保安規定にある項目の遵守状況を確認するという形なのに対し、今回の特別保安検査は北陸電力が行っている原因究明の状況、再発防止策などについて、どのような対応によって実施しているのか確認している。
- (委員) 当時現場の職員は何故、事故隠しを行ったのか。何故このような重大事故が8年間にわたっても隠し通したのか。その要因と背景について明らかにしていただきたい。
- (電力) 現在、調査段階であり、最終的な結論が出たら、改めて、説明する。
- (委員) 北陸電力だけでなく、全国の発電所において、不正が判明してきている。このことについて、保安院はどう考えているのか。
- (保安院) 3月30日までに各電力会社で判明した不正等を報告するよう指示している。この結果を待って、現在の保安院の規制に何が足りないのか精査したい。
- (委員) 今回の事故を踏まえ、制御棒関連の技術基準の見直しは行わないのか。
- (保安院) 現時点において、設備上の問題よりもバルブ操作の運用上の問題という認識を持っている。設備上の問題の有無については、今後、検討していくことになる。
- (委員) 記録の保存について、10年間というのは短いのではないか。
- (保安院) 10年間という保存期間が妥当かどうか、今後、検討していきたい。
- (委員) 各電力会社の発電所の運転記録などをリアルタイムで保安院が把握できるようにならないのか。
- (保安院) 運転については、事業者自らが管理するのが第一。その上で、国が関与していくという方法を採用している。
- (委員) A B W Rである2号機では、今回のような制御棒の引き抜けは起こらないのか。
- (電力) 2号機の制御棒の制御は電気駆動であり、同様な事象は起こらないと考えている。
- (委員) 制御棒を操作したのが、炉心の下だとすると、被ばく線量は

- すごく大きいのではないか。
- (電力) 制御棒のバルブの操作は、原子炉建屋内の通路であり、100%出力運転しているときでも、人が立ち入れるところであり、被ばくの問題はないと考えている。
- (委員) 引継日誌によると、当直は5人だけとなっているが、他に居なかったのか。
- (電力) 当時の作業員等の数については、現在、調査中であり、改めて、説明したい。
- (委員) 原子力発電は何かあった場合には、大きな危険はあるが、生活の中では、期待しているところもある。志賀原発を見学に行った際の職員の熱心さを思うと、今回の事故隠しは大変残念である。安全、安心、信頼が無くなった。報道などで、事務屋と技術屋との連携がうまく行っていないというものがあったが、大きな発電所であっても、心と心の触れ合いは大事である。
- (電力) 今回の事故隠しを聞き、情けないと思う。発電所の人間が何故事故を隠さなければいけなかったのか考えさせられる。今後、原因究明、再発防止を図っていく際に、現場の方でそういう厳しいことを判断しなくても良いようなシステムが作れないか考えている。
- (委員) 報道で操作マニュアルが2種類あったとされているが、何故か。
- (電力) 現在、調査中であり、改めて、説明する。
- (委員) 11月に保安院から発電設備の総点検の指示がなされたが、何故、以前からやっていなかったのか。
- (保安院) 保安院として、隠れた不正が多いという認識はなく、考えが甘かった。平成14年8月の東電問題の際、不正については全て出たものと思っていた。
- (委員) 福島第一では臨界の状態が7時間半も続いたとされている。そもそも臨界というのは、どういうことなのか。
- (保安院) 臨界にもいろいろレベルがある。発電所の初臨界は、圧力容器の蓋を外したまま、迎える臨界であり、一概に、蓋が開いていたからと言って、問題であるということではない。
- (委員) 事故時に地元の方がどのような状態に置かれ、どの程度の危険があったのか、説明がない。保安院の方から情報提供、説明などをしてはどうか。
- (保安院) 3月30日に北陸電力から報告書が提出される。それを精査し、説明していきたい。
- (委員) 今後保安院でも検討がなされると思うが、結果については是非説明して欲しい。北陸電力社長には是非現場に出向き、作業員と膝詰めで対話を行って欲しい。内部告発者の保護をきちんと行い、積極的に言っていけるような体制を大事にして欲しい。
- (電力) 現場に出向き、膝詰めで対話活動を行っていきたい。

- (委員) 制御棒の作業を行う際は、アキュムレーターは充填しておくべきではなかったか。弁の閉める順番を逆にすれば良かったのではないか。
- (電力) 現在、アキュムレーター、制御棒操作の手順については調査中である。
- (委員) 今回の試験を行う際は、圧力容器の蓋を閉めるべきではなかったか。
- (電力) 現在の手順では圧力容器の蓋を閉めて行うことになっている。
- (委員) 今まで北陸電力を信頼し、やってきた。今回のようなことが二度と起こらないようにして欲しい。
- (委員) 保安院の説明の中で、今回の電力会社の点検には保安院は関与していないとあったが、原子力安全・保安院が国民の生命・財産を守るという認識に欠けていると思う。今回の事案は、国の原子力政策推進における監督責任もある。
- (保安院) 保安院は平成13年1月省庁再編により原子力の安全規制を行う機関として立ち上がった組織であり、安全規制については、今後とも理解が得られるよう説明していきたい。
- (委員) 今回の事故に対して、住民がどのような状況に置かれていたのか、説明が欲しい。
- (委員) 現在の志賀原子力発電所の状況は、首長として安全であると言い切れない状態である。
- (委員) 説明の中で、今回の事故について、事象という言葉を使っていたが、如何か。
- (保安院・電力) 事故という言葉を使っている。
- (委員) 原子力事象評価尺度(INES)では、今回の件は事象であると思う。安全評価審査指針上での取り扱いもあり、安易に事故だとすべきではない。

(2) 事故等専門委員会の設置について、石川県から説明があった。

- (委員) 協議の小回りも効くということで、設置は適當。

(3) 志賀原子力発電所の運転状況等について、北陸電力(株)から説明があった。

- (委員) 地震の影響について安全上問題がないとしているが、これは誰が判断したのか。
- (電力) 当社が判断した。
- (委員) 今回の地震の活断層について、調査が進むにつれ、明らかになっていくこともあると思うが、どうか。
- (電力) 活断層調査結果を元に、新指針に基づく耐震設計を行っていく。

(委員) 今後調査が進むことになると思うが、北陸電力も調査グループに入り、協力しても良いのではないか。

(委員) データ消失については、どのような対策になっているのか。

(電力) メモリーを増やすなどの対策を行っていきたい。

(委員) 今回の地震での発電所内での揺れが226ガルということで、設計用最強地震375ガル、設計用限界地震490ガルであり、詳細な調査は残っているが、耐震設計上の問題はないと考えるので、良いと思う。

(4) 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(平成18年度第3報)(案)について、石川県から説明があった。

(5) 志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(平成18年度第2報)(案)について、石川県から説明があった。

(6) 平成18年度第3四半期保安検査結果について、原子力安全・保安院志賀原子力保安検査官事務所から説明があった。

(7) 前回の議事録(案)について、意見等があれば4月3日までに事務局へ連絡していただくこととなった。

以 上